

第18号 六郷のあんびんの認証基準

平成13年3月28日制定

第1 適用の範囲

この基準は、山梨県内で製造された「六郷のあんびん」に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
六郷のあんびん	小麦粉（又は小麦粉ととうもろこし粉とさつまいも、小麦粉とさつまいも粉とさつまいも）に熱湯を入れてこねた生地、つばあんを包み込み平たく形を整え、蒸したものの。

第3 品質及び品質表示

1 六郷のあんびんの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準
品質	原材	食品添加物以外の原材料
	料	食品添加物
	品位	形態
	品位	香味
	品位	味
	異物	
	内容量	
表	一括表示事項	

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
1 使用する小麦粉の原料小麦は、山梨県内で生産されたものに限る。
2 使用するとうもろこし粉、さつまいも粉、さつまいも、小豆は国内で生産されたものに限る。
3 砂糖、食塩

使用していないこと。

色調が良好であり、かつ変色がなく、平らな形状をしていること。

香は良好でありかつ異臭がないこと。

異味がないこと。

混入していないこと。

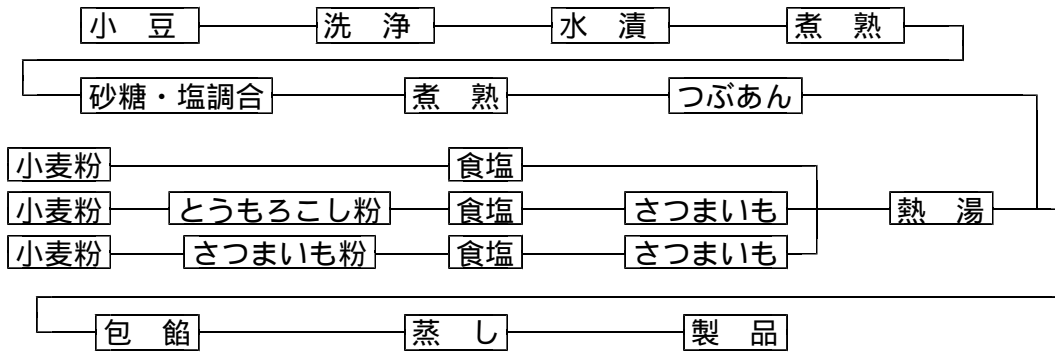
表示量に適合していること。

次の事項を一括して表示してあること。
(1) 品名(名称)
(2) 原材料名
(3) 内容量
(4) 消費期限又は賞味期限(品質保持期限)
(5) 保存方法
(6) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所

示
表
示

<p>表示の方法</p>	<p>1 一括表示事項に規定する事項の表示は容器又は包装の見やすい箇所次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名 「まんじゅう」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料を製品に占める重量の割合の多いものから順に「小麦粉」、「小豆」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。</p> <p>(3) 内容量 内容数量を記載すること。ただし、内容量を容易に識別できるものについては、表示を省略することができる。</p> <p>(4) 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあつては消費期限（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると期待される品質を有すると認められる期限をいう。）を、それ以外のものにあつては賞味期限（品質保持期限）（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待される全ての品質特性を十分保持しうると認められる期限をいう。以下同じ。）を次に定めるところにより記載することを次に定めるところのいずれかにより記載すること。</p> <p>(ア) 平成13年3月23日 (イ) 13.3.23 (ウ) 2001.3.23 (エ) 01.3.23</p> <p>(5) 保存方法 製品の特性に従って、「直射日光を避け、冷暗所で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>(6) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び製造所又は販売所の所在地を記載すること。</p>
<p>特別表示事項及びその表示事項</p>	<p>1 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「六郷のあんびん」と表示することができる。</p> <p>2 製品には「山梨県産小麦100%使用」等と表示することができる。</p>
<p>表示禁止事項</p>	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>1 品評会等で受賞したことがあるかのように誤認される用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であつて、受賞年を併記しているものに表示する場合を除く）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。</p> <p>2 一括表示事項の項に規定により表示してある事項と矛盾する用語。</p> <p>3 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真、その他の表示</p>

第4 製造方法等
・下図のとおり



第5 製造施設等

製造施設、製造機械及び保管施設は、食品衛生法に基づいた適切な管理がおこなわれていること。

第6 品質管理

- 1 製造に当たっては、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意し、適切な管理をおこなうこと。
- 2 食品衛生責任者が1人以上いること。

第7 認証方法

認証のために適合審査は、山梨県農産物等認証要綱に基づきおこなうものとする。